

第2期那須塩原市子ども子育て未来プラン（案） 意見照会

1、誤植

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
1	「より手厚い対策が推進されつこととなります」→「より手厚い対策が推進されることとなります」	P1 10行目	P1 11行目	ご指摘ありがとうございます。修正いたしました。	子育て支援課
2	「感染症を予防したり、かかった場合の重症化防のため」→「重症化予防のため」	P55 下から3つの事業	P55 下から3つの事業		子育て支援課
3	「具体的事業」の一覧表中の「中高生の乳児ふれあい体験」について、○事業・取組内容の説明文が、2行目から一文字分ずれている。	P59 上から1つめの事業	P59 上から1つめの事業		子育て支援課
4	「少子化により児童生徒数が減少傾向にあることから、引継ぎ学校規模」→「引き続き学校規模」	P60 現状と課題	P60 現状と課題		子育て支援課
5	「子どもを守る家」→「こどもを守る家」	P67 上から2つめの事業	P67 上から2つめの事業		子育て支援課
6	2番目の○「生活が困窮するほど希望どおりに進学させられないと考える親増」→「親が増」	P69 現状と課題	P69 現状と課題		子育て支援課
7	2番目の○ 「子供の心身の～」→「子どもの心身の～」	P71 現状と課題	P71 現状と課題		子育て支援課
8	事業名「要支援児童放課後応援事業」の事業・取組内容2行目「食事等の提供を行い安心して過ごせる～」→「安心して～」	P72 下から3つめの事業	P72 下から3つめの事業		子育て支援課
9	児童の権利に関する条約の国の批准が平成26（2014）年→平成6（1994）年	P76 1行目	P76 1行目		子育て支援課
10	「～利用意向は現在の利用大幅に・・・」→「～利用意向は現在の利用を大幅に・・・」	P93 確保の内容の事業	P93 確保の内容の事業		子育て支援課
11	児童虐待防止体制総合強化プラン（平成31（2019）年～）→（平成30（2018）年）	P97 (1)中	P97 (1)中		子育て支援課

2、表現について

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業は、「生後4か月までに」と思われます。	P17 1行目 P85 1行目	P17 1行目 P85 1行目	国の要項では4か月となっておりますが、那須塩原では4か月検診の前に実施することを目指し生後2～3か月の乳児を対象として実施しており、この表現とさせていただきました。また対象が2～3か月のため表現を修正しました。	子育て支援課 (健康増進課)
2	43の3行目「・・・雇用形態はパートや派遣社員で収入が低い家庭が多く、・・・」とありますが、「不十分」の方が良いかもしれません。	P43 現状と課題 3行目	P43 現状と課題 3行目	ご指摘の表現で修正させていただきました。ありがとうございました。	子育て支援課
3	「児童福祉司」「児童心理司」は、このままでよいのでしょうか？	P97 (1)4行目	P97 (1)4行目	<p>「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の職員配置等の主な職員について下記のような記載があります。</p> <p>「支援拠点には、原則として、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員を置くことができる。」とあります。</p> <p>さらに、主な職務、資格等の（別表の）中で「子ども家庭支援員」「虐待対応支援員」の資格等＝「都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の過程を修了した者」を筆頭に医師、社会福祉士、保健師、看護師、保育士、教員等の全部で18の資格等があります。</p> <p>また「心理担当支援員」の資格については、「大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する家庭を修めて卒業した者等」となっています。</p> <p>以上のことから、本市としては児童相談所と同様に「児童福祉司」「児童心理司」などの専門職の、配置を考えています。</p>	子ども・子育て 総合センター

3、意見

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
1	「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」とあるが、「質の高い」を誰がどのように判断するのか？	P1	P1	<p>質の高い教育・保育の実現のためには事業者本人だけではなく、保護者等の第三者の評価等が重要になってきます。</p> <p>第三者評価の実施については、施設型給付費の加算対象であり、給付費の不足分についても市単独補助金を準備しているため、積極的に活用するよう促しています。</p> <p>また、巡回支援により各園の状況について把握するなど、保育の質を確保出来るような仕組みを整え、利用する保護者が質の高い教育・保育であると感じるよう、各事業者と協働で施策を実施していきます。</p>	子育て支援課 保育課
2	「児童相談所の体制強化及び設置促進、関係機関間の連携強化等の措置を講じられる」とあるが、転入者の生育歴・保護歴・児相の介入歴等は、転出元の児相が問題終結と結論付けた場合に、その情報が一切入ってこず、連携・連絡がそこでとまってしまい、支援につながらないのでは？	P1	P1	<p>原則、情報等は引き継がれません。転入前の児童相談所で管理が終結になったケースの情報の引継ぎの必要性の判断は、転入前の児童相談所にあります。</p> <p>ただ、転入後、当該家庭に係る虐待通報があった場合には、社会調査の中で転入前の情報提供を転入前の児童相談所や市町村に依頼し情報収集をします。</p>	子ども・子育て 総合センター
3	子どもの虐待に関する件 虐待の件数は、年々増加の傾向にある。その為の人員の確保が、遅れていると思うが、改善の計画はあるのか？	P5、P41	P5、P41	<p>本市の児童虐待相談件数及びその他の相談件数の増加に伴い、その相談対応に当たる家庭相談員の1名増を令和2年度予算編成の中で要求しています。</p> <p>また、現在、令和3年4月に「子ども家庭総合支援拠点」（子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを中心とした昨日を担う拠点）を設置する予定で様々な検討を重ねています。その中で、専門職を含めた職員の配置を検討し、総合的な体制の充実強化を計画しています。</p>	子ども・子育て 総合センター

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
4	<p>「いじめ」の問題もSNSの普及ともあり増加の傾向にあるが、具体的で有効な対策はあるのか。加えて、学童保育の中での「いじめ」の存在は把握しているのか？把握している場合には、その割合と対策を知らせて欲しい。</p>	P5、P64	P5、P64	<p>本市におきましては、いじめの未然防止のための対策と、いじめ事案に対して法に基づいたいじめの認知と適切な対応に努めております。</p> <p>いじめの未然防止のための対策としまして、hyper-QUを活用し、児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりに取り組んでおります。</p> <p>また、いじめ認知件数は増加の傾向にありますが、これは、市のいじめ防止基本方針策定以降、「いじめはない」と思い込みで考えるのではなく、より正確にいじめを認知していくという考え方が教職員に浸透してきた結果でもあると捉えております。それを踏まえて、いじめ事案の早期発見・早期対応に努めております。</p> <p>さらに、年に3回の「いじめ不登校聞き取り調査」を行い、担当指導主事がいじめに対する学校の取組状況や日頃の未然防止に向けた対応について、直接聞き取りをしながら確認しているほか、いじめかどうか判断が難しいケースや対応に苦慮しているケース等については、各学校に助言や支援を行うことにより、学校におけるいじめの未然防止や対応が組織的に行われるよう努めております。</p> <p>支援員は児童に寄り添った保育を心掛けている中で、いじめがあった場合、いじめられた子やいじめた子、さらに両方の保護者に対し、よりきめ細やかな対応をしております。</p> <p>公設民営児童クラブについては、詳細な割合等までは把握しておりませんが、これらの対応があった場合は、受託者から保育課に情報をいただいております。</p>	<p>学校教育課</p> <p>保育課</p>
5	<p>0歳児、1・2歳児を巡っての「入園待ち児童数」についてです。「待機児童対策等の各種施策により利用定員の増加に伴い入園申込も増加したことにより、毎年増加傾向にある」と説明されています。その通りだと思います。</p> <p>他の自治体同様に人口減少に直面する那須塩原市ですが、第2期子ども・子育て未来プラン策定の趣旨である「子どもが欲しいという希望が叶い、子育てのしやすい社会を目指す」趣旨(P1の計画策定の背景・趣旨)からして、今般策定される第2期本プランでも、この点について、具体的・効果的な施策の展開は望めないままでしょうか。</p> <p>P11の利用定員数と実際の入園児童数をみると、保護者が利用を希望する施設と、現状の施設所在地とが折り合わないことを原因とする「入園待ち児童数」の現状であり、やむをえないと捉えるべきでしょうか？</p> <p>乳幼児期を、手厚く支える那須塩原市であってほしいと思います。</p>	P12	P12	<p>入園待ち児童をなくすためには、すべて希望通りの教育・保育施設へ入園させることにはなりますが、それを実現するためには、公私ともに大規模な園舎の改修等を行うとともに、今以上の更なる保育士の確保を押し進めなくてはなりません。これは現状、少子化による人口減少を考えると、決して効率的な施策ではないと考えます。</p> <p>そのため、まずは待機児童解消を優先とし、第2期子ども・子育て未来プラン及び第2期保育園整備計画では地域型保育事業所の整備等で、待機児童が多く発生している0歳児を中心とした施策を押し進め、その他、入園待ち児童などへは一時保育などの地域子ども・子育て支援事業を充実させることにより、子育て世帯へ対する支援を行っていきたいと考えております。</p>	<p>保育課</p>

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
6	障害児通園施設の状況は、増加傾向のとおりですが、今後の施策の展開についての記述は何も示さなくてよいのでしょうか。これからの記載かもしれませんが。	P 18	P 18	障害福祉の施策についてはP2で示すとおり、主に障害者計画・障害福祉計画で策定しています。その中で特に未来プランと関連する障害児の事業については、今回から基本方針2「援護が必要な子ども・子育て家庭への支援」の基本施策(3)支援児施策の充実で、新たに記載を行ったところです。 ただ、(3)支援児施策の充実の現状と課題と施策の方向性・目標について障害児施策を読み取れる部分が少なかったため、表現を修正しております。	子育て支援課 社会福祉課
7	P21以降示される今後の就労希望等を勘案した「フルタイムで働きながら子育てを希望する家庭類型の増加予想」と、P23の放課後児童クラブ(学童保育)のニーズの高さは連動していくと思われま	P 21	P 21	ご指摘のとおり共働き世帯の増加等は、放課後児童クラブのニーズに関係すると捉えており、今後も増加する見込みの利用者を受入れるため、追加的な施設整備が必要な学校区、整備時期及び整備方針等を定めた「第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画」を策定します。	保育課
8	P25に示される本市小学5年生の困窮層、周辺層を合わせた生活困難層が31.7%という現状の下、P44、P72等の放課後児童クラブ利用減免事業即ち「放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者やひとり親世帯への利用料減免」は、極めて重要な事業と考えられます。この点は、「検討する」旨の議事録が残っていると思いますが、前回の子ども・子育て会議で意見を申し上げた通り、子育てしやすい那須塩原市として是非実施する必要があると提言いたし	P 25	P 25	公設児童クラブの定期利用の保育料については、(月額)1人目は7,500円であり、多子世帯の2人目以降は、7,000円と500円の減額をしております。 利用助成制度については、今年度、県内の市町の減免制度の調査を実施し、16市町において実施しております。今後は、他市町を参考にしながら、検討を進めてまいります。	保育課
9	経済格差が教育格差を生み出す傾向にあることは、理解するが、小学3・4年で授業が分からなくなる子が多く見受けられるが、よく見ると小学1～3年までに約19%の子どもがすでに躓いていることが、引き金となり、その上の学年の授業の理解度も進まないのではないか?基礎学力の保証を低学年で、身につけるために、よりスキルの高い教師を低学年(1・2年生)に配置する等の取り組みが必要ではないかと思われるが?	P 26	P 26	学校組織の中で、低学年にだけスキルの高い教員を配置することは難しいと思います。 本市では、新学習指導要領の全面実施を控え「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に向け、なすしおばら学び創造プロジェクトを実施しております。2018年度までに市内の小・中・義務教育学校全30校で実施し、「個の学び」と「集団での学び」の位置付けを明確にしました。2018年度からは「個の学び」に「家庭学習」を連動させ、単元構想からの授業づくりに、教員と指導主事がチームになって議論を重ねながら授業づくり取り組んでいます。その中で、児童の発達の段階に応じ、低学年では、基礎的・基本的なことをしっかりと身に付けさせること。中学年・高学年では、基礎的・基本的な内容をどのように活用するか単元に位置付け授業づくりをし、教員の授業力の向上に努めています。	学校教育課

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
10	「子育てを地域で支える意識づくり」「地域で支える」とあるが、地域と連携・協働していくというような文言がないことに気になります。 NPOや市民活動との連携や地域学校協働本部事業との連携も重要かと思えます。	P 34	P 34	ご指摘のとおり、今後の子育て支援施策はNPOや市民活動との連携や地域学校協働本部事業等地域との連携が重要になってくると考えています。 そこで、P31基本方針1の「子育てを地域で支える意識づくり」については、内容を修正し、次のとおり地域との協働についての記載を増やし、今後の施策の強化に繋がるよう策定しています。 「子育ては、母親や父親などの保護者が一義的責任を持ちますが、地域の大人と一緒に子育てを行ってきた側面もあります。 しかし、近年の核家族化の進行や就労環境の変化といった社会環境の変化により、子育て環境は大きく変化し、地域との関係が薄れていったため相談相手がいない等で孤立し、不安や負担感を持った親を生み出しています。 <u>地域、企業、行政などが連携・協働して子育てについて関心と理解を深め、様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域で支える子育て支援を推進します。」</u>	子育て支援課
11	休日保育や病児・病後児保育などすべてにおいて人手不足の今日、どうやって人を集めるのか。()しなかった場合→人手不足→計画通り実施できなかったとならないのか。 例えば土曜に保育を頼むと先生が不足しているから嫌な顔をされるので頼みにくいとよく聞く。ここに明文化する必要はないと思うが、どうやって実現させるのか考えないとうまくいかないのでは…と思う。例えば親元を離れて県外で学ぶ大学生などを対象に、将来市に戻って保育に従事した場合、返還不要の奨学金制度などあったらいいなあと思う。	P 34	P 34	保育士の確保対策としては、今年度からの新たな取組として、作新学院大学女子短期大学部との連携事業として、大学構内において、民間事業者による就職説明会を実施しました。また、保育士の業務の負担軽減と離職防止を図ることを目的とした、国の保育補助者雇上強化事業を活用し民間施設に対して、保育補助者雇用のための人件費の補助を行うなどの対策を講じているところです。 また奨学金制度については、とちぎ保育士・保育所支援センターで行っている「保育士修学資金制度」などがあります。卒業後、県内で保育業務に5年間従事した場合、全額返還免除されるものです。そういったものを活用していただきたいと考えております。	保育課
12	子育て応援券事業について 就学前の子どもだけが対象ですか？小学生は？対象外ですか？負担感の軽減なら、対象となるこども年齢を挙げてもよいのではと思うのですが。悩めるママ、パパを助けてあげましょう。	P 37	P 37	子育て応援券の記載内容に誤りがありました。(×就学前→〇0歳児)大変失礼いたしました。 子育て応援券については平成27年度の制度開始時は0歳～1歳児が対象でしたが、利用者アンケートで1歳児の保護者からあまり活用していないと意見を頂いたため、要望の高かった医療費の助成の現物給付について対象を拡大しました(就学前から中学3年生まで)。 厳しい財政状況の中で、子育て支援に対する負担感の軽減のため、今後とも効率的に施策を実施して参ります。	子育て支援課

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
13	保育士確保事業について 県を中心に保育現場への復帰支援のための研修が行われ、研修案内も盛んに送られてきますが、的が外れているように感じています。潜在保育士となる理由は保育士としてのブランクに対する不安よりも職場環境によるところが大きいように思います。職場環境の改善を行わずいくら研修をやっても保育士確保にはつながりません。給与水準の低さはよく挙げられることですが、それだけでなく多種多様な業務の多さ、持ち帰り仕事の多発、シフトの問題など、学校同様、保育の現場も働き方改革が必要です。利用者側の問題も大きいと思っており、過剰なサービスにならないように考えていく必要があると考えています。(例えば育休中も保育園は保育短時間利用者と同様の8時間利用が可能となっていますが、1号認定と同じ4～5時間にすることはできないのか。また育休者は子どもの生まれ月によっては2年近く育休状態のまま保育園の利用が制度上可能。1号認定者との間に不平等感がありますし、保育士の数が少ないなか、保育士に過重労働を強いていると感じています。)	P 40	P 40	まず、保育士の保育現場への復帰にあたりましては、ご指摘のとおり、保育士としてのブランクのほか、職場環境への不安もあると考えております。保育士の仕事は、子どもとのかかわりのほか、児童票作成などの事務や保護者対応など、多岐にわたり、業務の負担が大きいところがあると考えており、こうした現状を改善するため、今年度から保育士の確保(離職防止)対策として、国の保育補助者雇上強化事業に取り組んでおります。内容としては、保育の補助を行う職員を雇用した場合に、その人件費の補助を行うものです。今後におきましても、市内事業者の意見等を伺いながら、より効果的な保育士確保対策を検討してまいりたいと考えております。 また、育児休暇中の保育の利用等についても、ご指摘のような状況でございまして、制度的な課題ではありますが、どういった対策ができるのか、今後研究してまいりたいと考えております。	保育課
14	面会交流・養育費に関する周知事業 那須塩原市の離婚率は栃木県全体の離婚率を大きく上回っています。ひとり親家庭に生活困窮層の割合が多いことから、個人の問題として捨てるわけにはいかないと考えます。全国の最先端をいく明石市によろしいとは言いませんが、那須塩原市子どもの権利条例の中に条項(第21条)として盛り込んだのですからパンフレットを作って終わりというのではなく、今後さらに一歩踏み込んだ施策が必要と考えます。子ども・子育て総合センターだけでなく、離婚届の配布窓口となる市民課の役割も大きく、面会交流や養育費の取り決めにつながるような具体的な情報提供を望みます。	P 44	P 44	養育費・面会交流の情報提供については、市民課窓口で離婚届とともに、法務省作成の「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を配布し、その冊子の中で、「子どもの養育に関する合意書」の作成用紙や、記載例についても提供を行っているところです。	子ども・子育て総合センター
15	「具体的事業」の一覧表中の「中高生の乳児ふれあい体験」について、本事業は、実施する計画なのでしょうか? 記されている通り中高生の子ども・子育てへの啓発と、子育て中の母子への社会参画への意識啓発、ストレス解消等の効果も指摘される事業と思います。	P 59	P 59	具体的な事業・取組みとしては、「マイチャレンジ等の受入れ」を想定しておりますので、内容を修正させていただきます。 <修正内容> 「中高生が赤ちゃんふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るため、マイチャレンジ等の積極的な受入れを行います。」 ※現計画は、社会福祉協議会主催のボランティアサマースクールの一環として、中高生ふれあい体験を実施していた。現在は実施していないため、計画上の実績は「マイチャレンジとインターンシップ」の受入れを実績として挙げている。	保育課
16	学力については、以前の調査で評価Aとなっていたが、上記の問題を考慮すると、小5・中2の学力テストは、県内のどの位置にあるのか、又、全国と比べた場合、栃木県はどの位置なのか、明確に示して欲しい。その結果が公表される事で、本当に評価がAなのか、実感できると思う。	P 60	P 60	全国学力・学習状況調査では、その結果が都道府県に公開されることとなり、具体的な平均点の数値が公開され、しかも順位付けまでされることで現場は大変混乱しました。 数値目標が生まれることで、先生方の学力に対する意識が変わることは悪いことではありませんが、数値目標を達成するための手立てを誤ると、正しく学力を向上させることが難しいと考えます。あくまでも学力調査で見取れる学力は子供たちの資質・能力の一部であり、結果から子供たちや教師の指導法の課題を見出し改善することが大切と考えています。	学校教育課

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
17	<p>幼保小の連携の充実は、「那須塩原市幼保小連絡協議会」で、行われているが、その立ち上げに係わった本園は加入していない点、更に県の幼児教育センター主催で講演会を行ったり、諸問題についての討議を行ったりしているが、その実効は上がっているのか？ 幼教センター主催で、小学校までの切れ目ないつながりが作れるのかが、疑問？ 何故なら小1の教科書は、「読み、書き」を前提として作られている事実があるから！ その意味でも「那須塩原市幼保小連絡協議会」は、すでにその役割から離れた物になっており、向かう方向性が全く見えないと思われる。</p>	P 61	P 61	<p>幼稚園や保育園等の就学前の教育と小学校教育の円滑な接続を図り、連続した教育活動の中で子どものより良い成長を支援するために幼保小の連携は欠かせないものであります。 また、保護者の仕事の都合等により、指定校から離れた保育園等に通っている園児も増加していることから、全市的な幼保小の連携を図るために、「幼保小連絡協議会」は大きな役割を担っていると考えています。</p>	学校教育課
18	<p>基本施策（5）いじめ・体罰防止と救済 タイトルには「体罰防止」が掲げられているが本文内容には全く言及されていない。 体罰は子どもへの重大な人権侵害であることから親からの体罰等について防止の対策を掲げてもらいたい</p>	P 64、P 65	P 64、P 65	<p>ご指摘のとおり、記載について検討していきたいと思います。</p>	子育て支援課
19	<p>子ども食堂や学習支援をすることで地域レベルでも増えてきている。そのようなところへの補助などは考えられるのでしょうか</p>	P 69	P 69	<p>子ども食堂は、地域との連携を考える上で重要な拠点でありますので、学習支援も含め今後の支援策について検討していきたいと考えています。</p>	子育て支援課
20	<p>奨学資金貸付・給付事業 現在行われている那須塩原市の奨学資金貸付・給付事業が今後も継続していくためには、資金の原資の調達についての対策が急務と考えます。</p>	P 70	P 70	<p>御指摘のとおり、近年の制度改良により、奨学資金の応募者が増加傾向にあることに伴い、奨学資金の財源に不足が生じる可能性が見込まれております。 今後は、企業などから寄附を募るなど、自主財源の確保にも努めてまいりたいと考えております。</p>	教育総務課
21	<p>生活困窮者世帯学習支援 実態調査からもニーズが高いので、なぜ使いたい人が利用に結びついていないのか、十分な検討と対策が必要と考えます。また子ども食堂のニーズも一定数あるので両者を結びつけることができないかと思えます。</p>	P 70	P 70	<p>生活実態調査で「勉強を無料で教えてくれる場所」の利用希望は、貧困世帯から一般的な世帯の小5と中2の子どもに対しアンケートを行ったものであり、無料での学習支援に一定のニーズがあることが窺えます。 その中で、貧困による連鎖を断ち切るため、要保護世帯及び準要保護世帯向けに生活困窮者世帯学習支援を実施しており、対象者へは毎年通知を送り制度利用について案内していますが、なかなか利用に繋がっていない面もあります。 今後、もっと制度を利用してもらえよう、効率よく学習支援を実施する方法について、関係各課と本計画期間で検討していきたいと思います。</p>	社会福祉課

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
22	<p>保育園の保護者の中には、一人親で且つ若年で出産した為、就労の選択肢が、ほとんど無いケースがある。加えて若年出産は、就学の機会もほとんど無く、結果として貧困のままである事が多い。そうした場合の就学や就労の支援について、具体的な施策があったら、お聞かせ願いたい。</p>	P 73	P 73	<p>就学の支援・・・ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業（別紙1） 就労の支援・・・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（別紙2） ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（別紙3）</p> <p>現状としては、困難を抱えるひとり親と面談をさせていただき、生活状況や収支の状況、支援者の有無などを聞き取りし、一人ひとりに合った自立支援プログラムを作成しています。その中で、子の進学のためにお金が足りない時には、県の母子父子寡婦福祉資金による貸付金制度の利用を勧めたり、より良い条件で就労したいといった希望やひとり親の現状を把握したうえで、ハローワークと連携して就労についてご案内する制度もあります。（別紙4）</p>	子ども・子育て総合センター
23	<p>基本方針8 子どもの権利の保障の中でも体罰や暴力について触れる必要があると思われる。</p>	P 75、 P 76	P 75、 P 76	<p>ご指摘のとおり表現が足りなかったため追記しております。またP32の基本方針8についても同様に追記しております。</p>	子育て支援課
24	<p>表の見方が良くわからない。 ファミリーサポートセンター ニーズ調査↓ R 6 量の見込み↑ ・一時預かり ニーズ調査↑ R 6 量の見込み↑ ・病児・病後児保育 ニーズ調査↑ R 6 量の見込み→ ニーズ調査が利用より上回った場合は量の見込みも上がるのではないかな。</p>	P 88、 P 89、 P 92	P 88、 P 89、 P 92	<p>平成30（2018）年12月に実施しました子ども子育て支援事業計画に係るニーズ調査は国の手引きに従い実施しましたが、このニーズ調査は実際に利用する場合の状況を考慮せず（経済状態や祖父母等の保育者の有無等）、純粋な事業の利用希望を調査するものです。</p> <p>そのため、ご指摘の一時預かり事業のように、実際の利用実績からかけ離れたニーズが出る場合があります。その場合、国の手引きでは、今までの実績や市の実情を勘案して量の見込みの設定も可能となっています。</p> <p>そのため、指摘の3事業については実績に即した量の見込みの設定としました。</p>	子育て支援課

No.	委員質問	該当ページ	当日計画ページ	回答	担当課
25	<p>病児・病後児保育 P92の病児病後児対応型と体調不良対応型の違いは何でしょうか。</p> <p>病児保育に比べ病後児保育の利用が極端に少ないのでは両者の内容が十分に周知されていない面があるのではないのでしょうか。</p>	P 92	P 92	<p>本事業の種類としては、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）の4つになります。</p> <p>本市で現在取組んでいる事業は、病児対応型と病後児対応型になりまして、体調不良児対応型については今後取り組んでいく事業です。</p> <p>違いとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児対応型…児童が病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合 ・病後児対応型…児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合 ・体調不良児対応型…児童が保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合 ・非施設型（訪問型）…児童が病気の回復期に至らない場合及び回復期であり、集団保育が困難な場合 <p>病児、病後児、体調不良児については施設の専用スペースで、非施設型については当該児童の自宅において保育するものです。</p> <p>事業の周知については、毎年5月ごろ、市内の小学生と園児に対しチラシの配布を行っております。また、各窓口でのチラシの配布、保育園ガイドブック、入園のしおり、HPなどでも行っておりますが、本制度が有効に活用されるよう、周知の内容や方法について検討したいと考えております。（子どもの検診時に配布するなど）</p>	保育課
26	<p>P95の記述内容は、(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業とあっているのでしょうか？</p>	P 95	P 95	<p>子ども・子育て支援事業の実施要綱に合わせ、事業名を「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に修正いたします。</p> <p>本事業の内容としましては、「新規参入施設等への巡回支援事業」と「認定こども園特別支援教育・保育経費の補助」の2つになりますので、確保の内容については、変更ありません。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入施設等への巡回支援 新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うもの。 ・認定こども園特別支援教育・保育経費の補助 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合の職員の加配に必要な経費の補助を行うもの。 	保育課
27	<p>以前より那須塩原市には中高生の自由にいられる居場所がないと感じていましたが、くるるができて大勢の中高生が集まっているのを見て改めてそのような場の必要性を感じます。新しものを何か作るというのではなく、既存の施設内にそのような場ができていく工夫ができればよいです。</p> <p>また、例えばすでに中高生が集まっているくるるを利用して、地域団体と連携し学習支援の場を作っていくなど、アウトリーチ型の支援は考えられないかと思います。</p>	その他	その他	<p>子育て世帯生活実態調査では「.友だちとおしゃべりや勉強、遊びなど、自由に過ごせる場所」については使ってみたいと思う割合も高いこともあり、ご指摘のように既存施設の活用についても検討していく必要があると考えています。</p>	子育て支援課